

北名古屋市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和7年4月9日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 井 上 一 男

7 北 保 第 3 9 号
令和 7 年 3 月 2 7 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様
北名古屋市監査委員 井 上 一 男 様

北名古屋市長 太 田 考 則
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 7 年 3 月 7 日付け 7 北監第 9 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜保育課＞

1 【監査委員意見】

ア 消耗品の管理において、在庫確認表に軽微な誤りがある園があった。在庫数を適正に管理するため、消耗品の受け入れ、払い出し及び在庫数が正しく確認できるよう適切に記載されたい。また、消耗品の適切な保管場所について検討されたい。

イ 電磁的記録媒体を各園で保有し業務で使用しているが、盗難もしくは紛失等による情報漏えいのリスクに鑑み、その保管及び使用にあたっての管理が厳重に行われる運用方法を検討されたい。

2 【措置状況】

ア 消耗品の受け入れ、払い出しについて適切に記載するよう努めます。また、消耗品の保管場所については適切な場所に変更します。

イ 電磁的記録媒体の保管については、使用記録簿を作成するなど適切な運用方法を検討します。